

都市計画推進事業

1. 都市計画の決定・変更

都市計画法に基づき、河内長野市都市計画審議会の審議等を経て、次のとおり変更を行った。

(1) 市が変更した都市計画

都市計画の種類	決定・変更理由	内 容	告示日
生産緑地地区の変更	生産緑地地区における指定申出・買取申出に伴う制限解除による地区の変更	地区数 ：249→249 地区 面積 ：約 70.49ha→約 69.29ha 縮小面積：1.2ha	平成 27 年 11 月 27 日
用途地域の変更	市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更に伴う変更	変更地区 ：赤峰市民広場横地区 第 1 種中高層住居専用地域→無指定：0.0ha 無指定→第 1 種中高層住居専用地域：0.0ha	平成 28 年 3 月 30 日
高度地区の変更	市街化区域及び市街化調整区域の区域区分の変更に伴う変更	変更地区 ：赤峰市民広場横地区 高度地区（第 2 種）→無指定：0.0ha 無指定→高度地区（第 2 種）：0.0ha	平成 28 年 3 月 30 日

(2) 大阪府が変更した都市計画

都市計画の種類	決定・変更理由	内 容	告示日
区域区分の変更	南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）の改定に伴い、新たに「区域区分（線引き）の決定に関する方針」が定められたことから、同方針に基づき区域区分境界の明確化を行った。	変更地区 ：赤峰市民広場横地区 市街化区域面積 ：約 1,541ha→約 1,541ha 市街化調整区域面積 ：約 9,422ha→約 9,422ha	平成 28 年 3 月 30 日
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更	南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針のうち、区域区分（線引き）の決定に関する方針が目標年次である平成 27 年を迎えたことから変更を行った。	区域区分（線引き）の決定に関する方針の改定等	平成 28 年 3 月 30 日

2. 都市計画マスタープランの改定

都市計画マスタープランが平成 27 年度末で計画期間を満了することから、計画目標年次を平成 37 年度とした計画を策定した。

(1) 策定検討委員会の開催

外部有識者等で組織する策定検討委員会を 3 回開催し、専門的見地からの助言を得た。

①第 1 回（平成 27 年 5 月 12 日）

案件 ア 全体構想（案）について

イ 地域別構想 地域割について

②第 2 回（平成 27 年 7 月 8 日）

案件 ア 全体構想（案）について

イ 地域別構想（案）について

③第3回（平成27年10月8日）

案件 ア 地域別構想（案）について

イ 計画の推進方策（案）について

(2) パブリックコメントの実施

河内長野市都市計画マスタープラン（素案）に対するパブリックコメント（意見募集）を実施した。

①意見提出者 1名

②意見提出数 2件

③修正箇所 1箇所

3. 国土利用計画法並びに公有地の拡大の推進に関する法律による届出

(1) 国土利用計画法による届出

一定面積以上の土地の売買等について、次のとおり届出があった。

市街化区域（2,000㎡以上・一団の土地として2,000㎡以上となるものを含む） 4件

市街化調整区域（5,000㎡以上） 0件

合 計 4件

(2) 公有地の拡大の推進に関する法律による届出等

都市計画施設区域内の土地所有者が一定面積以上の土地を有償で譲渡する場合は、あらかじめ届け出ることが義務付けられている。また、地方公共団体に買取希望の申し出ができるとされており、今年度は1件の申出があった。

届 出 0件

申 出 1件

合 計 1件

2. 都市計画施設等の明示並びに各種証明書の発行

(1) 都市計画施設等の明示

都市計画法第53条許可申請等のため、次のとおり都市計画施設等を明示した。

都市計画施設 1件

用途地域界 2件

合 計 3件

(2) 各種証明の発行

相続税等納税猶予特例適用のための証明書等を次のとおり発行した。

相続税等納税猶予の特例適用 1件

市街化区域・市街化調整区域等 7件

合 計 8件